

第1 補助金関係

1 竜王町未来へつなぐまちづくり交付金

■事業の内容

住民自治の振興とすべての世代が笑顔で暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指して竜王町未来へつなぐまちづくり交付金を交付します。

■事業主体

自治会



■交付の要件

- ・地域住民の意向が十分反映され、地域の課題解決に資するもの
- ・将来にわたって自治会等自らが維持管理するもの

■補助対象事業・交付金の額

交付金の額は、自治会ごとに3年間における限度額が決められており、限度額は竜王町未来へつなぐまちづくり交付金交付要綱をご確認ください。

補助対象事業および交付割合は、次のとおりです。

【一般事業】

	事業区分	主な事業内容	交付割合
地域共生まちづくり活動	高齢者支援活動	・居場所づくり、介護予防教室等の開催 ・高齢者への生活支援等	10／10 以内
	子育て支援活動	・子育てサロン、親子の交流、多世代交流等 ・各種教室の開催 ・子ども食堂の開催	
	健康づくり活動	・各種スポーツによる交流 ・体力測定やその他健康づくりに資する活動等	
安心・安全なまちづくり活動	消防・防災対策事業	・啓発のための教室等の開催、啓発看板の設置 ・必要な資機材、設備または施設の整備または修繕	10／10 以内
	防犯対策事業		
	交通安全推進事業		
生活基盤の整備活動	地域生活環境整備事業	・河川、道路これらに付帯する安全施設の整備および改修 ・公園、広場等の施設または設備の整備または修繕 ・ごみ集積所の整備および資器材の整備 ・公共交通の利用促進における環境整備	1／2 以内
	自治会活動支援事業	・自治会活動のデジタル化、多言語対応のための環境整備または修繕	
その他	特認事業	・その他町長が必要と認める事業	1／2 以内
	自治会等共同事業	・複数の自治会等と共同で事業を実施する必要があると認められる事業	

【特別加算事業】

事業内容	加算額 (年額)
(1) 災害時の要支援者へのサポート体制づくりとその体制を活かした防災訓練の実施	1事業につき5万円 ただし、3事業まで
(2) 独居高齢者や高齢者世帯（75歳以上の世帯）を対象とした継続的な支援事業の実施計画の策定または実施（家庭訪問、見守り支援等。ただし、単発のイベントや民生委員の業務は除く。） ※1 継続的な支援事業は、概ね <u>月2回以上</u> 、 <u>通年（10箇月以上）</u> の実施が必要です。 ※2 実施計画の策定は、3年のうち1回のみが対象です。	
(3) 子育て支援に資する継続的な事業の実施（スクールガードや学童保育等。ただし、単発のイベントや民生委員の業務は除く。） ※継続的な事業は、概ね <u>週1回以上</u> 、 <u>通年（10箇月以上）</u> の実施が必要です。	
(4) 持続可能な自治会運営に向けた事業の実施（今後の自治会運営を見直す組織の設立、性別に関わらず多世代の多様な意見を取り入れる仕組みづくりの構築、事業実施に伴う先進地視察および研修会等）	

■補助金申請受付・交付時期受付時期

受付時期	実施年度の5月31日まで
交付時期	事業完了後（概算払い可）

■申請等に必要書類

- ①申請書
- ②事業計画書
- ③カタログや見積書等（修繕、工事、備品購入等のハード整備で単価が10万円以上の場合）

■備考

対象外経費等詳細は、担当課までお問合せください。

■担当課（問い合わせ先）

未来創造課 電話番号 0748-58-3701 FAX番号 0748-58-1388

メールアドレス info@town.ryuoh.shiga.jp